大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表

（案件番号「平29－職５」）

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（平成28年大阪市条例第１号。以下「条例」という。）第２条第１項に規定するヘイトスピーチに該当する表現活動（案件番号「平29－職５」）について、条例第５条第１項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和７年１月20日

　　大阪市長　　横　　山　　英　　幸

１　ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動１ないし４は、条例第２条第１項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

（表現活動１）

平成28年９月２日に大阪市役所前で弁士Ａ、弁士Ｂ及び弁士Ｃを含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士Ａにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動１」という。）

（表現活動２）

本件街宣活動のうち、弁士Ｂにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動２」という。）

（表現活動３）

本件街宣活動のうち、弁士Ｃにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動３」という。）

（表現活動４）

インターネット上の動画投稿サイト「ニコニコ動画」（https://www.nicovideo.jp/）において、本件街宣活動の一部を記録した動画を投稿し、特定のURLで表示される当該動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に当該動画及びそのタイトル・説明文等を掲載し、不特定の者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動４」といい、本件表現活動１ないし４を併せて「本件表現活動」という。）

２　本件表現活動に係る表現の内容の概要

（本件表現活動１）

・関東大震災の死者の14万人のうち、13万人が震災そのものではなく、「朝鮮人」の放火で亡くなったとし、「在日の不逞朝鮮人たち」は、震災後の混乱の中で放火を繰り返し、略奪、暴行、強姦（ごうかん）などを行ったなどとした上で、「朝鮮人」は混乱期になるとそういうことを喜んでやってしまうという旨の発言

・終戦直後の朝鮮戦争によって、数十万人の「朝鮮人難民」が日本にやってきており、彼らは本来であれば「不法入国者」であることから、「朝鮮本国」に送り返さなければならないが、日本に残るために突然日本人によって差別されてきたと言い始めたという旨の発言

（本件表現活動２）

・「北朝鮮の実態を告発」しようとした集会に朝鮮総連が「集団で殴り込み」をかけようとし、「機動隊が出動するような騒ぎ」になった旨を述べた上で、「朝鮮人」や朝鮮総連が治安を攪乱（かくらん）するおそれが十分にあり、機動隊を多数出動しなければならないような事態を起こす民族や団体を危険な存在とみなすのは当然であるという旨の発言

・周囲を警備する警察に対して、「あいつらの顔よく覚えといて下さい。あいつらは左翼運動をあちこちでしてて、日本の治安を攪乱します。必ず治安を攪乱します。調子に乗って警察にも危害を加えるようなことをする輩です。」と述べた上で、本件街宣活動に反対する面前の者について、共産主義者と「朝鮮人」の結びついた「テロ集団」であるという旨の発言

・「朝鮮の人」は強制連行があったことを認めさせることにより、「哀れな売春婦の子孫」と、また、自分の国の女性や子どもを守れない「腰抜けのね、へたれの国民」と、世界に向かって自己宣伝している恥ずかしい国民である旨の発言

※　令和６年６月27日付け大ヘ審答申第２号の３（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平29-職５〕より抜粋（本件表現活動２のどの部分がヘイトスピーチに該当するのか特定するために記載）

・「当審査会において調査したところ、令和元年５月の第198回国会における朝鮮総連による対日有害活動等に関する質問に関する答弁書では、『平成６年８月、大阪府警において、

〝救え！北朝鮮の民衆／緊急行動ネットワーク〟というグループが開催した集会を威力を用いて妨害したとして、朝鮮総聯の構成員らを威力業務妨害罪で検挙したことがあるものと承知している』との記載があるものの、一部の朝鮮総連の構成員が起こした暴力事件のみをもって、『朝鮮人』が治安を攪乱する民族で危険な存在であると述べている。」

・「本件反対者に対して、根拠も示さずに、『朝鮮人』と決めつけ、『必ず治安を攪乱します』、『テロ集団』と述べたことは、当該個人らの個別の事情に着目したのではなく、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、それが誰であれ、『必ず治安を撹乱します』、『テロ集団』と述べていることと何ら変わるところはない。」

・「『朝鮮人』は『哀れな売春婦の子孫』と、また、自分の国の女性や子どもを守れない『腰抜けのね、へたれの国民』と、世界に向かって自己宣伝している恥ずかしい国民であるとし、在日韓国・朝鮮人一般の評価を貶めようとしていることから、在日韓国・朝鮮人を侮蔑する意図が明確に認められる。」

（本件表現活動３）

・韓国兵役庁が在日韓国人を長期旅行者と規定しているとし、旅行者はいつかは帰国するのが当然という旨の発言

・異国に渡れば帰化をするのが当然であり、それを頑なに拒んできた在日韓国人は「夢の祖国」への「夢の帰国事業」を待っていたとし、韓国政府が帰国要請を出せば、在日韓国人、韓国政府、日本政府も全てが喜ぶ「日韓の帰国事業」が実現する旨の発言

※　令和６年６月27日付け大ヘ審答申第２号の３（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平29-職５〕より抜粋（本件表現活動３がどのような趣旨でヘイトスピーチに該当するのか明記するために記載）

・「一見、日韓政府は在日韓国人の『帰国事業』を実施すべきという政策提言のようにも考えられるが、在日韓国人は『夢の祖国』への『夢の帰国事業』を待っていたとするのは、多くの在日韓国人は日本に永く定住しているという実情を顧みず、あえて『夢の祖国』や『夢の帰国事業』という表現を用いて、一般的に、在日韓国人すべてが韓国に帰国することを望んでいると決めつけている。」

・「本件表現活動３では、……、あえて『旅行者』、『夢の祖国』及び『夢の帰国事業』などの表現を用いて、在日韓国人は日本から出て行くべきと述べることと同様といえる内容及び態様の主張を行っている。」

（本件表現活動４）

本件表現活動１ないし３の内容を大阪市内に拡散する行為

※　当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

３　本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動１ないし３は平成28年９月２日に行われたものであり、上記２(2)に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動４は、既に本件ウェブページから視聴できない状態になっており、上記２(2)に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

４　本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

（本件表現活動１）

松村　和則（日本人への差別を許さない市民の会）

（本件表現活動２）

氏名又は名称は判明していないので、条例第５条第１項ただし書の規定により公表しない。

（本件表現活動３）

氏名又は名称は判明していないので、条例第５条第１項ただし書の規定により公表しない。

（本件表現活動４）

氏名又は名称は判明していないので、条例第５条第１項ただし書の規定により公表しない。